

# GLOBE

グローブ 2020.1  
創立 25 周年記念号

100



(公財) 世界人権問題研究センター

## 財団法人世界人権問題研究センター設立趣意書

今日は、「人権の世紀」といわれるように、国内的、国際的に人権に関しさまざまな問題が提起され、ひろく人々の関心を集めている。

日本国憲法も基本的人権の尊重を重要な柱としているが、戦後、国際連合憲章が「人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成する」ことを、国際連合の目的の一つとして大きく掲げたことを契機として、「世界人権宣言」「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」「女子差別撤廃条約」など人権に関するさまざまな条約・宣言が数多く採択されており、さらにヨーロッパ、アメリカ、アフリカなど各地に地域的人権保障体制が設けられている。人権の尊重は今日、世界的な流れになっているといえることができる。

「世界人権問題研究センター」は、わが国における人権問題の研究者を動員し、さらに必要な場合には、海外からも研究者を招き、世界的なひろい視野から人権問題を研究し、人権問題に対する公正で正確な理解を得ることを目的としている。このような人権問題研究センターは、欧米以外には存在せず、「世界人権問題研究センター」は、わが国はもとよりアジア地域最初の人権問題研究センターといえることができる。

京都は、平安建都以来、さまざまな外国文化を摂取し、国際性豊かな文化を築き上げるとともに、人権問題にも深くかかわった歴史をもっている。こうした歴史的背景をもつ京都の地に、平安建都 1200 年記念事業の一つとして、次の 21 世紀を展望する「世界人権問題研究センター」を設立することは、まことにふさわしく、また時宜を得たものといえることができる。

研究センターにおいて人権問題について研究を行う場合、研究センターの研究員がそれぞれ個々に自己の課題に取り組む場合もあるが、研究センターとしては、人権問題を研究している人材をひろく全国から集め、ともに研究する共同研究方式に重点を置く方針である。そのため、研究員には、専任研究員のほか、客員研究員、すなわち他の大学または研究所に所属する研究員であって、常時研究センターの研究に協力するもの、並びに嘱託研究員、すなわち、必要に応じ随時共同研究に参加するために委嘱する者の三種の研究員を設け、それによって研究センターをひろく全国の人権研究者に開かれたものとし、研究センターが全国の研究者による人権問題の共同研究の中心となることを期待している。また、以上の研究者は必ずしも日本在住の者に限定せず、必要に応じ海外の研究者を嘱託研究員として、研究センターの共同研究に参加する道を開くことも必要である。

この研究センターが、人権問題に関する研究活動の拠点として、将来にわたって安定した歩み続け、この問題に関する学術研究の振興のため着実な成果を挙げられるよう、ここに財団法人世界人権問題研究センターを設立するものである。

平成 6 年 10 月  
設立発起人一同

# GLOBE

GLOBE No. 100 2020.1 目次

## 創立25周年記念号

特別寄稿	創立25周年を迎えて……………	大谷 實	2
特別寄稿	センター25周年の歩み — 研究活動の観点から —……………	坂元 茂樹	4
特別寄稿	嘱託研究員25年… センターに感謝して……………	山下 泰子	6
特別寄稿	外国籍市民の人権と新入管法……………	仲尾 宏	8
研究報告	SNSと青少年の保護……………	曾我部真裕	12
研究報告	妙法院の新天地開発と「今村家文書」……………	平野 寿則	14
研究報告	子どもの貧困と人権……………	村井 琢哉	16
研究報告	「韓国人個人の請求権は残っている」……………	飛田 雄一	18
研究報告	公益通報（内部告発）を行った 労働者の保護制度……………	青木 克也	20
参考資料	グローブ目次（第79号～第99号）……………		22

GLOBE（グローブ） ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙のテーマ「表現することで私になれる」…2020.1「無題」

■作品は「天才アート」<（特定非営利法人） 障害者芸術推進研究機構提供> 若林義輝/無題 1998年生まれ

## 創立25周年を迎えて



研究センター理事長

前学校法人同志社総長

大谷 實

一九九四年（平成6年）に世界人権問題研究センターが創設されてから、25年の歳月が経過した。京都の歴史と伝統は、人権文化の創造と深い関係があったところから、21世紀においては、人権文化の輝く京都を目指すべきであるという願いを込めて、平安建都二二〇〇年記念事業の一つとして、世界人権問題研究センターが創設されたのである。

こうして設立された当センターは、設立趣意書に従い「世界的な広い視野から人権問題を研究し、人権問題に対する公正で正確な理解を得ることを目的」として調査・研究活動を開始し、二〇一二年には公益財団法人に移行

して独自の調査・研究活動を展開し、多大なる成果を挙げることができた。「人権問題に関する研究活動の拠点として」、また、アジアにおける貴重な人権研究センターとして、内外から高い評価を受けるに至っている。

この25年間、ご指導、ご理解、ご支援を賜った前理事長の上田正昭先生、前所長の安藤仁介先生を初めとして、歴代の理事、監事、参与、評議員の方々、京都府、京都市、京都商工会議所および賛助会員の皆様に対し、改めて深く感謝をする次第である。

世界人権問題研究センター発足当時の研究組織は、広範な領域にわたる人権問題の中から、「国際人権保障体制」「同和問題」「定住外国人」「女性」という4つの課題を設定し、それぞれの課題について、第1部「国際的人権保障体制の研究」、第2部「同和問題の研究」、第3部「定住外国人の人権問題の研究」、第4部「女性の人権問題の研究」を内容とする研究部が設置された。その後、二〇〇六年には第5部「人権教育の理論と方法の研究」、さらに二〇一五年には、第6部「企業と人権の研究」が増設され、6部門制の研究体制のもとで、坂元茂樹所長を初めとして、専任研究員、客員研究員、嘱託研究員あわせて一〇六名の研究者により、グローバルかつロー

カルな見地からの研究活動が展開されてきたのである。

世界人権問題研究センターの事業は、調査・研究を中心とするものであるが、「人権大学講座」や「人権フォーラム」を開催するとともに、当センターの研究成果及び活動状況を広くPRし、人権問題への関心や理解の深化を願って、年報、季刊誌「グローブ」、人権問題研究叢書の刊行・配布なども積極的に行っている。

しかし、一九九四年の当センター設立以来25年が経過し、この間の社会環境は大きく変化して、人権をめぐる新しい課題が次々と発生していること、加えて、当財団の基本財産の運用益が債券金利の低減により、極めて厳しい状況に至っていることなどから、当センターにおける研究活動の一層の活性化および研究成果の社会への還元の充実、さらに財政運営の改善を目的として、二〇一六年11月に「世界人権問題研究センターあり方検討委員会」を立ち上げ、外部委員を交えた検討会の成果を踏まえ、二〇一八年度から研究体制の刷新を図ることとした。

人権問題を総合的に調査・研究するという当センターの設立趣旨から、人権問題の現代的な課題とその解決を目指して、広い範囲の研究者が参加して推進する共同研究方式を採り、3年間を基準に課題を設定し、旧来の部

門別の研究体制を改め、プロジェクト型の研究体制を導入したのである。

共同研究の対象として、①「インターネットと人権」、②「共に生きる地域研究の可能性」、③「子供の人権」、④「女性差別撤廃条約総括所見をめぐる総合的研究」、⑤「移住者と人権」、⑥「企業の社会的責任と人権に関する研究」、以上の6つのテーマを選定し、それぞれにつきプロジェクトチームを設けて、現在、精力的な調査・研究活動に取り組んでいる。

前理事長の上田正昭先生は、「21世紀は人権文化の輝く世紀をめざすべきである」と力説して当センターの設立に尽力された。先生の掲げた目標を達成するためには、当センターは、人権問題に対する中立かつ公正な立場からの地道な研究を踏まえ、課題解決のための実践力を培うことが重要であると考える。

世界人権問題研究センターは、日本で暮らすすべての人が、様々な困難を克服して、お互いに人間としての尊厳と権利を尊重し合い、一人ひとりが幸福を求めて生きることのできる多文化共生社会を目指して、今後とも人権研究の一層の発展・進化に取り組み所存である。

当センターの活動に、一層のご支援・ご協力を賜るよう切にお願いする次第である。

# センター25周年の歩み — 研究活動の観点から —



研究センター所長  
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

当センターが人権問題に関する研究センターとして、一九九四年に発足して早くも25周年を迎える。田畑茂二郎元所長、安藤仁介前所長のご努力のおかげで、日本における人権問題に関する共同研究の拠点として、広く世に知られるようになった。

当初、センターは、研究体制を国際人権規約の履行監視制度や国連人権理事会の普遍的定期審査（UPR）を研究する第一部（国際人権保障体制）、前近代班と近現代班に分かれて部落問題を研究する第二部（同和問題）、在日韓国・朝鮮人の人権問題を軸に外国人の人権問題を

研究する第三部（在日外国人の人権問題）、女性差別撤廃条約を軸に女性をめぐるさまざまな人権問題を研究する第四部（女性の人権問題）、国連が二〇〇四年に採択した「人権教育のための国連10年」（一九九五年―二〇〇四年）で注目された、人権教育のあり方と方法を研究する第五部（人権教育の理論と方法、二〇〇八年に創設）、企業の社会的責任（CSR）や企業内の労働問題を扱う第六部（企業と人権、二〇一六年に創設）の六部門に分け、それぞれについて、部長、客員研究員、専任研究員（各1名）の他に、10名を超える嘱託研究員を置き、分野ごとに共通テーマを設定し原則として月1回の共同研究会を開いて研究を進めてきた。

しかし、時代の推移や社会の変化に伴って、女性や子どもの貧困、インターネットによる人権侵害、LGBTなど新たな人権課題が生じている。従来の部体制ではこうした現代的な人権課題に対応するのは困難との認識の下、センターは、「世界人権問題研究センターあり方検討委員会」の議論を経て、研究体制の見直しを行った。その結果、二〇一八年より、新たにプロジェクトチーム（PT）体制に転換した。プロジェクトチームが取り上

げるべきテーマについては、3名の編成顧問を置き、理事長・所長を加えた編成顧問会議で決定する方式を採用した。

その検討を踏まえ、「インターネットと人権」(PT1)、「共に生きる地域研究の可能性」(PT2)、「子どもの人権」(PT3)、「女性差別撤廃条約総括所見をめぐる総合的研究」(PT4)、「移住者と人権」(PT5)、「企業の社会的責任と人権に関する研究」(PT6)を発足させ、3年間の共同研究を進めている。このほか、「アジアにおける国際的人権保障の動態的研究」、「近代都市における地域共同体の変容に関する歴史的研究」、「マイノリティの包摂／排除をめぐる生政治・部落改善・融和政策の歴史社会学的研究」、「京都における在日コリアンの歴史」、「人権と教育」の5つの登録チームを擁し、それぞれのチームがセンターの施設を使って、自主的に研究を進めている。プロジェクトチームと登録チームに参加している研究員の数は一〇六名に上っている。こうした地道な研究が評価され、二〇一九年現在、日本学術振興会の科学研究費のうち、基盤研究(B)2本、基盤研究(C)3本、若手研究2本の合計7本が採択され、研究

が進められている。

こうしたセンターの研究成果を府民・市民へ還元すべく、毎年、「人権大学講座」を開催し、ここでは話題になっているさまざまな人権問題を取り上げ、各研究員がわかりやすく解説している。また、京都の名所旧跡を人権の視点から研究する「人権ゆかりゼミ」も開催している。このほか、当センターは、出版活動にも力を入れており、センターの研究員による人権問題研究叢書の刊行はすでに17巻に達している。最近では、「真の女性活躍のために」、「考えたくなる人権教育キーコンセプト」などの書籍や世界人権問題研究センター創立25周年記念人権シンポジウム講演録『誰一人取り残さない』を刊行するとともに、従来通り『研究紀要』や旬刊誌『グローブ』を刊行している。

なお、センターの人権図書室は、研究員以外にも、府民・市民の方にもご利用いただけますので、ぜひご利用ください。われわれ研究員一同は、今後とも、人権問題の研究の発展と充実に取り組んでいく所存である。引き続き、世界人権問題研究センターの研究活動に、皆様のご支援とご協力をよろしくお願いしたい。

## 「嘱託研究員25年」 センターに感謝して



研究センター研究員  
文京学院大学名誉教授

山下 泰子

世界人権問題研究センター25周年、『グローブ』100号、おめでとうございます。

平安建都二二〇〇年を記念して、このセンターが設立されたとき、さすが歴史と国際性を兼ね備えた京都ならではの、と感動しました。私は、設立当初からの嘱託研究員であり、いまや最古参となりました。長きにわたり研究の場を提供していただいたことに感謝し、25周年を機に引退させていただきます。皆さま、ありがとうございます。

いまは故人となられた歴代の理事長・所長には、とりわけお世話になりました。田畑茂二郎先生は、女性差別

撤廃条約に関する拙稿をお送りすると必ず独特の細かい字でコメントをくださり、いつも励ましてくださいました。小雪舞うご葬儀にネパールから閑空経由で直行した日のことを思い出します。愛弟子でいらっしやる松井芳郎国際法学会理事長（当時）の弔辞が心に沁みました。

上田正昭先生は、理事会に出席すると必ず「いま、女性問題ではどんなことが話題ですか」と水を向けてくださいました。私が理事長を務める日本ネパール女性教育協会が、上田先生が選考委員長を務められた第1回自由都市・堺平和貢献賞奨励賞をいただきました。感謝しかありません。

安藤仁介先生には、第4部「女性の人権」部会の運営について、ずいぶんご心配をおかけしました。ご体調のすぐれない中、度々メールをいただいたり、直接面談の機会をいただいたりしました。第4部がフィールドワークをはじめたこと、NGO的な発想が強いことが心配の種だったと思います。体制を整えて、いまは科研費を受けて共同研究をしています。先生、貴重なアドバイスをありがとうございました。

第4部「女性の人権」部会の初代部長は、ジャーナリストの福田雅子さんでした。明るいサロンのな雰囲気



で、研究会の後のおしゃべりが楽しかったです。国際法学会の女性のリーダーだった小寺初世子先生、中世女性史の重鎮・田端泰子先生、労働法の立場からするどい分析をされる竹中恵美子先生、早くからDV被害者に寄り添ってこられた井上摩耶子先生、その他たくさんの方々の錚々たるメンバーが揃っていました。

体調を崩された福田部長に代わって、急遽第2代の部長に就任された有澤知子部長の時代は、個々の研究報告はあったものの、全体の研究方針が合意されず、科研費申請も通らない中で、模索が続きました。私自身も、東京での本務校の仕事が忙しく、もともと欠席がちな時代で、申し訳なかったと思っています。

第3代・谷口真由美部長の時代、ジェンダー差別の根源は「穢れ」にあるという共通認識にたち、ワールドワークをとり入れました。女人禁制を維持している大峰山、敦賀半島の産屋、大原の産屋、志摩地方の産屋おひやを訪ね、聞き取り調査をしました。女人禁制を研究テーマとしてきた源淳子研究員、出産の歴史の研究者・伏見裕子研究員、ワールドワークに精通した山下明子研究員のリードで調査の分析を行いました。このワールドワークは、現在の吉田容子部長になってから、ようやく

『ワールドから見る女性の身体と習俗』という冊子になり、世に問うことができました。

第4代・吉田容子部長の現在、部会の名称を改めた「チーム4」は、日本学術振興会の助成金を得て「女性差別撤廃条約総括所見をめぐる総合的研究・日本の国内実施体制と阻害要因を中心に」の研究課題に取り組んでいます。幸い「チーム4」は、法学、社会学、歴史学、宗教学等さまざまな分野の研究者の集まりですから、阻害要因の複眼的な分析が期待できます。特に林陽子前国連女性差別撤廃委員会委員長の参加が、いい刺激になっています。スイスからNGOの招きで来日されたパトリア・シュルツ国連女性差別撤廃委員会個人通報部長との情報交換をすることもできました。「チーム4」メンバーが、ジェンダー法学会や国際人権法学会のワークショップで発表するなど、研究成果を外部に発信するのにも、これまでになかったことです。

大学など所属機関の枠を越えて「女性の人權」を専門とする研究会を、世界人権問題研究センター「チーム4」以外に知りません。「チーム4」は、設立から四半世紀を経て、研究方法を確立してきたように思います。今後のますますの発展を祈念しています。

## 外国籍市民の人権と新入管法



研究センター研究員  
京都造形芸術大学客員教授

仲尾 宏

### 一 市民として扱われてこなかった人びとの人権

京都市国際交流会館が開館してからはや四半世紀が経過した。そのときと相前後して財団法人京都市国際交流協会から「暮らしの中の市民として」という副題を付した『京都に生きる在日韓国・朝鮮人』という啓発冊子を刊行することになり、私はその編集委員長を勤めていた。そのとき忘れられないことがあった。それはこの冊子の標題を決めるときに、委員の一人の在日の方がどうしても入れてほしい文言がある、それはこの冊子の副題となったのであるが、「暮らしの中の市民として」という文言であった。

その人はなぜこの言葉にこだわるかといえば、戦後長年の間私たちは「市民」として認められてこなかった、国際交流を進めるといふならば、同じ京都市民として京都で暮らしていくうえで、日本人と同じく「市民」とし

て処遇されるべきではないか、という趣旨であった。そういういえばその頃はまだ就職・入居差別はごく普通で、公務員の採用もごく一部の職種でしか認められていなかった。だから在日は地域でも、ようやく得た職場でも、本名を名乗れず、日本の学校へ通学する子どもも殆どが通名であった。その状態は現在も大きくは変わっていない、といってよいだろう。

改善の兆しが見られるようになったのは、一九七九年の国際人権規約と一九八二年の難民条約の批准によって関連国内法の改善措置が取られたことによる。また一九九五年の国連の人種差別撤廃条約批准後の世論もあって、公営住宅の入居、児童手当の支給、国民年金法の適用などが実現した。このような国際人権の立場からの後押しがなければ、日本の外国籍市民の人権はもっと遅れていただろう。

今でも国連が中心となって作成した32の人権関係諸条約中、日本が批准した条約は14条約にすぎない（二〇一九年10月現在、ヒューライツ大阪調べ）。とりわけ被害者からの苦情申立条項がある選択議定書の批准が著しく立ち遅れている。政府のこのような及び腰は、当然地方自治体の姿勢や施策にも反映している。また市民運動の広がりや困難であるということにもつながっている。

もう一つの理由は、一九四五年の敗戦後も日本は連合国に対しては、東京裁判を経て一定の罪を認めたが、長い間植民地として過酷な支配をした朝鮮半島の人々、そしてその期間中に日本に渡航せざるを得なかった人々と、その子孫の人々に対して謝罪もせず、補償もせず、外国人登録法によって指紋押捺の強制に見られたように、なかば潜在的犯罪者扱いのような政策を取り続けて

きた。それらの措置や政府の政策を反映して、先に述べたような社会生活の様々な場での差別の甘受を強いるばかりか、一般の日本人もそれを当然と受け取るような意識が醸成されてきた。このことの反省がなされない限り、問題は解決したとは言えない。別の言葉で言えば、植民地支配の残滓の清算が必要なのである。

## 二 日本の「国際化」と外国人管理の実態

もとより外国籍市民の人権問題は、在日コリアンの人びとの問題だけではない。在日の人々の世代交代が進み、後述するように、それはそれで新たな課題が浮上しているのだが、一九八〇年代以降、日本社会の高度成長がピークに達し、また国際情勢の変化が顕著になってくると、日本の社会に流入する外国人はそれまでの日本が経験したことのない多様化が始まった。

その一つはベトナム戦争後の難民受け入れであった。しかしその時も日本は世界から見れば、ほんのお付き合程度の受け入れでお茶を濁すことで国際社会から非難を受けていた。日本で生きていくことになった彼、彼女たちは十分な受入政策もないため、地域や職場で殆どの場合、心あるまわりの日本人の助けを得て何とか生き抜いてきたのである。

その後、日本経済の成長と対外的立場の進展に合わせて非熟練労働の現場では、なし崩し的に外国人の就労を必要とした結果、入管法の規制の網をくぐって、「資格外活動者」の雇用がみられるようになった。彼らは在留資格の問題が公になることを恐れたため、過酷な現場でもその声が外に漏れることはごく僅かであった。

やがて政府は「日本人と何らかの繋がり」のある人々に限定して日系人を南米各国から受け入れることを認め

た。その労働の現場はやはり労働集約的な単純労働であった。彼らの滞日が長期化すると、当然のこととして地域との関わり、子どもの教育、親の日本語習得の困難さ、医療や住居の問題などが溢れるようになってきた。そればかりではない、リーマン・ショックの波をかぶると日本政府は30万円の手切れ金で彼らを日本から放逐した。

そして日本経済が回復基調となると、もう一度単純労働者を雇用する目的で「技能実習制度」なるものを設けた。その現場は、農業、建設、造船、介護、宿泊などである。そしてその賃金は最低賃金を守るような職場は少なく、過酷な長時間労働が多いという。しかし発展途上国からやってきた彼らは、日本渡航のために高額な渡航費のほか、送り出し国の業者と日本の監理団体なるものに高額を支払う必要のため、多額の借金を背負っている。逃げ出すことも出来ない。留学生の場合は週28時間以内の資格外活動が認められているが、その代償として学業は休止状態となる。人口統計で近年の増加が著しいベトナム人やフィリピン人の数字はそのような人達なのである。逃げ出しに成功したとしても彼らには入管法の在留資格の制限のために転職も永住もできない。

今年、二〇一九年にはこの現代外国人地獄のような「技能制度」を残したまま、「特定技能一号」、「同二号」という資格を新設した。この資格の最大の問題は、各々最長5年とするが、当初の5年間は家族帯同が不可であるということ、また在留を認めた範囲内の転職は入管の審査の範囲内とする、という制限があることだ。それでは「技能実習」と大差はない。

今年、日本は元号が改まったとして浮かれている人もいるが、同じ国土でこのような現実が罷り通ってし

まったのだ。一刻も早くこの改定入管法の規定を廃止しなければならぬ。

### 三 外国籍市民を取り巻く様々な問題

以上、日本国の外国籍市民に関する政府の長年の施策の概要をかいつまんで述べた。ここで京都市の外国籍市民の施策のあらましを振り返ってみることとする。私は、一九九七年の「京都市国際化推進大綱」の策定にかかわって以来、その「推進プラン」の具体化にも当時の喫緊の課題を取り上げて提言してきた。そしてやがて「外国籍市民懇話会」の発足にこぎつけた。

この時、私は「外国人」とせず、「外国籍市民」という呼称にこだわったのは、「日本人」、「外国人」という二分法的思考は両者の間に深い溝を作ってしまったという、という反省からである。「外国人」はあくまでお客様か、市民ではなく、同じ地域に住む人として扱わなくても良い、という意識を生んできたからだ。同じ京都の市民として様々に活動し、行政の施策の影響も受けている市民であると意識して取り扱われるべきだ、という思いからである。

冒頭に述べたある在日の方の思いが私の脳裡から離れなかったであろう。その思いは今も変わっていない。またこのプランの施策の一つとして「外国籍市民懇話会」（現在では「多文化施策懇話会」と改称している）が発足した。そこには自薦、他薦合わせて8名の委員が毎年参加している。その委員たちは、市内の居住人口割りと出身民族割りで構成されている。

京都市はこれで初めて外国籍市民が行政に「もの申す場」の立場で顔を出すことになった。

初回の会合での委員の皆さんの晴れやかな顔は今も思いたすことができる。そしてその討論の結果は座長から市長宛に直接報告した。

その結果、市職員採用試験の受験資格をはじめ、いくつかの課題が他の先進都市の施策にようやく追いついたという成果も出てきた。しかしまだ十分ではない面、また新たな課題も次々と生じている。例えば福祉の点では、障害者、高齢者は年金に加入できたものの、国が法改正時に外国籍者の加入不可の期間の合算を認めなかったため、その受給額は僅少に留まっている。その是正措置として一定の補助制度が市と府から支給されている。

しかしそのような措置がどこまで該当者に伝わっているか、という課題がある。最近の新聞報道によると、外国籍児童の就学年齢者は京都府の場合一、六八八名であるが、そのうち不就学者と就学不明者の合計人数は四九三名である。中には彼、彼女らを特別支援学級へ編入させてしまっている例もある、という。また医療機関の日本語通訳者の不足も顕著である。

これなどは教育や医療を受ける権利が全ての子どもにある、という「子どもの権利条約」違反である。また地域によっては地域自治会が日本語の不自由な外国籍者の加入に消極的である、という話も聞く。さらに在日韓国・朝鮮人については、世代交代が進み、3世から4世が社会の第一線の担い手となりつつあるが、その大半は日本国籍を取得しつつある、とみられる。しかし就職、結婚の際、その故に差別を受けたり、外国籍である父母、祖父母のことを隠し続ける人もいて、その心の中の葛藤をまわりの日本人たちは知ろうともしない。また学校での民族的出自によるいじめ、無視などは未だに顕著であるという。

#### 四 人権感覚にあふれた施策を

では、以上のような課題に市民や行政はどのように取り組むべきか。

まずは市民を分断している「日本国籍者」と「外国籍者」という法令上、または意識的な二分法をできるだけ取り去るべきだろう。具体的には、今年4月に施行された新入管法の抜本の見直しである。とりわけ喫緊の課題としては、技能実習と特定技能実習①②の廃止である。また行政の課題としては、市長部局、教育委員会などの全部局挙げての全庁的な取組が必要であろう。それは京都市及び京都府における外国籍市・府民の動向を具体的に把握することから出発しなければならぬ。国別の人口で見ると、韓国、朝鮮籍者は二〇、七九九人、中国一二、三九六六人、ベトナム二、三四三人、台湾一、六〇八人である。そして近年ではフィリピン人の増加が目立ち、米国に次いで一、一八〇人である（京都市調べ）。

これらの人々が今、京都市民、府民としてどんなことで不自由としているのか、何を求めているのかをできるだけ正確に、かつ素早く把握し、そのための施策を現実化する必要がある。そのためには他府県、他都市の経験や実績に学ぶことも多いだろう。また外国籍市民自ら積み上げてきた経験から学ぶ必要もある。それには韓国、朝鮮人が地域の日本人とともに様々な交流の実績を積み上げてきた南区東九条地域の人々の経験から学び取ることが多い。その他の困難な課題を抱えている地域からの学びも大切である。確かな情報は、公の窓口を開設するだけでは不十分である。何よりも現場の人々との信頼関係の構築の中からこそ、人権感覚にあふれた施策が生まれるはずである。

世界人権問題研究センターは設立以来、「定住外国人の人権問題研究部会」を設置し、様々な課題に焦点を当てた研究活動や、ときどきの市民運動との連携、調査活動、個別課題の分析を通じて問題解決の筋道を探り、その成果として個別課題の解決のありかたを提議してきた。その中で重視してきたのは、現場に立つこと、当事者の意見に耳を傾けることであった。そのことは今も間違っていないと信じている。また、そのような営みの継続によって当事者との信頼関係を構築しつつ、課題の解決方向を模索してきた。

それでもなお、地方自治体レベルでは解決できない問題がある。たとえば、永住外国人の地方参政権の問題、教育現場での教員の力不足などによる外国人の子どもに対する学業、生活全般にわたる指導不足、そして何よりも日本人の子どもと外国人の子どもとの関係についての問題発見能力の不十分さがある。それは教員だけの責任ではなく、日本社会全体の課題でもある。また近年の凄まじいばかりの「ヘイトスピーチ」の横行、SNSなどによるエセ排外的情報の氾濫も日本人一般の感覚を麻痺させていることと無縁ではない。

近年、亡くなった国連の高等弁務官を務められた緒方貞子さんが常に主張していた言葉がある。それは日本が「人道大国になるべきだ」という。私はそれと共に日本が「人権大国にすみやかになるべきだ」と主張したい。そうでない世界の人々の心からの信頼を勝ち得ないであろう。言い換えれば世界のどの国、地域でも、異なった民族、外国籍者に対する主権国家の対応政策の如何が、その国の人権のレベルのパロメーターとなるからである。

## SNSと青少年の保護



研究センター研究員  
京都大学大学院法学研究科教授

### 曾我部真裕

掲載誌が発行される頃にはやや旧聞に属することにはなるが、本稿執筆の時期（二〇一九年11月末）、少女がSNSを通じて成人男性の遠方の自宅に呼び出される誘拐事件が相次いだ。これを受けてメディアにおいても、SNSにおける青少年保護の問題に対する関心が高まり、また、11月26日には総務大臣が通信関係の業界団体に対し、「利用者への注意喚起に関する要請」を行った。

この問題は古くて新しいもので、過去にも数次に渡って関心を集めた時期があった。のちへの影響という意味で最も重要だった時期は、二〇〇七年である。この時期、

不特定多数のユーザーと交流できる機能のついたモバイルオンラインゲームが流行し、そこで青少年が見知らぬ成人と出会い、性犯罪等の被害にあうという問題に注目が集まった。主要な事業者に対して自主規制を求める機運が高まるとともに、フィルタリングの利用を促進する必要性が認識され、今日に至る対策の柱が確立した。こうした流れの中で、翌二〇〇八年には、青少年インターネット環境整備法（「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号）。以下、「環境整備法」という。）が制定された。

環境整備法の特徴として、次のような点に注目したい。第1に、青少年や保護者のリテラシー向上を重視し、規制は最小限であること、第2に、具体的な対策の中心はフィルタリングの利用促進であること、第3に、フィルタリングの利用促進に関し、NTTドコモをはじめとする携帯電話事業者の役割が重視されていること、である。

これらの特徴は、当時の状況を反映したものであると言える。環境整備法は、SNS事業者自体には特段の義務を課していないが、それは、自主規制が期待できたからであろう。実際、当時主流のSNS事業者は、国

内事業者であつて、犯罪被害の急増とそれに伴う社会的  
 批判の高まりを認識し、自主規制を行うことが期待でき  
 たし、実際にもそうであつた。また、携帯電話事業者の  
 役割が重視されていたこと、具体的には、携帯電話の契  
 約者又は利用者が青少年である場合には、原則として  
 フィルタリングを提供する義務を課していたことは、当  
 時は従来型の携帯電話（ガラケー）の時代であつて、  
 携帯電話事業者が端末も回線も一元的に管理していたと  
 いう事情による。

ところが、環境整備法が制定されてわずか数年で、上  
 記のような状況は大きく変わった。日本でもツイッター  
 をはじめとするグローバルな SNS の利用が広がり、  
 これらの SNS 事業者には、国内世論の動向を踏まえ  
 た自主規制を行うことが期待しにくい。また、「ガラケー」  
 に代わつてスマートフォン（スマホ）が普及し、携帯電  
 話事業者が端末の仕様に関与することが難しくなつた。  
 このことは、フィルタリングアプリのインストール等が  
 多かれ少なかれ困難になることを意味する。

警察庁は、SNS 等に起因する犯罪被害児童の現状  
 を定期的に公表しているが、被害児童数の数は二〇一二  
 年以降増加を続けており、二〇一七年には過去最高の  
 一八一三名に上り、二〇一八年もほぼ同水準であつた。

罪種別では、淫行などの青少年保護育成条例違反、児童  
 ボルノ、児童買春の 3 類型でほとんどを占めており、性  
 犯罪が中心であることが分かる（もつとも、冒頭で述べ  
 た最近の事件では、必ずしも性被害はないようであり、  
 事案は多様である）。

こうした中、政府や携帯電話業界は、引き続き、青少  
 年や保護者のリテラシー向上のための啓発やフィルタリ  
 ング利用率の向上に向けた取組の強化を続けている。そ  
 の一環として、二〇一七年には環境整備法が改正され  
 た。しかし、上記のような状況の変化を踏まえると、これま  
 での取組には限界があることも否めない。

まず、保護者のリテラシー向上を目指して行われてい  
 る啓発活動は、リスクの高い家庭には届いていない。青  
 少年が見知らぬ大人と、保護者が知らない間に会つて  
 しまうのは、家庭における親子の関わりが希薄なことが  
 背景にあるはずで、こうした根本的な背景にも目を向け  
 る必要がある。ネット上の被害は、リアル社会での問題  
 から独立して存在するわけではない。また、改正後の環  
 境整備法も、携帯電話事業者及び販売店に中心的な役割  
 を期待しているが、スマホ時代にあつては携帯電話事業  
 者のできることは限られている。

こうした状況変化への対応が、今後の課題であらう。

## 妙法院の新天地開発と「今村家文書」



大谷大学文学部教授

平野 寿則

東大路通に面して豊国廟参道の北側に、天台宗門跡寺院の妙法院がある。近世には大佛廻り柳原庄をはじめ、愛宕郡鹿ヶ谷村、葛野郡牛ヶ瀬村、同静原村、乙訓郡寺戸村などに知行地を有していた。この妙法院が、十八世紀の前半に、所領である七条河原の新天地開発に乗り出していく。具体的には、北は五条通、南は七条通、東は鴨川、西は高瀬川のうち、宝永三年（一七〇六）に「大佛正面通南側ヨリ南ハ七条下ル所迄」、翌四年から正徳二年（一七一二）にかけては「正面通北側ヨリ五条橋南迄」の土地開発に着手する。なお、後者の範囲には「六条村穢多居小屋地」と「天部村穢多畑地」、および「雑色領」

が所在しており、六条村と天部村については、替地交渉の結果、七条通南側の「柳原庄」へ移転した。開発後は前者を七条新地、後者は北七条新地と呼ばれた。

妙法院による新天地開発の具体的な契機は不明だが、十七世紀における都市京都の変貌を前提に考えてみなければならぬ。たとえば、角倉了以の高瀬川開削は二条城の建設にともない、その東端の木屋町二条を起点に整備された運河である。こうした鴨川西側の開発は、洛中東側の御土居の破壊と連動して、寛文十年（一六七〇）に新堤が築造されると、市街地の境は鴨川岸をもって限りとされるようになり、鴨川西地域は次第に町家地化していった。このように同地域が変貌するなかで、妙法院の新天地開発の目的については、坊官の記録である『妙法院日次記』から、新家を建築して「屋地子」を徴収する地代の増収にあつたことが知られる。また、西側には伏見・大坂への内陸水運である高瀬川が流れ、諸商売に利便がよいことから、「其日過候者迄も助ニ罷成候」といった具合に都市細民を吸収するねらいのあつたことも窺われる。

そうした妙法院の新天地開発において、実際に事務を請け負ったのが坊官ら寺中家来であつた。彼らは妙法院の寺務運営を担う内部組織で、菅谷・今小路・今井などが



あり、歴代門跡や日嚴院・金剛院の院家に出仕して諸事にあたった。一方、開発がおこなわれる在地には、「新地支配人」という実務担当者がおり、土地買得者との仲介役を担い、奉行所との窓口になるとともに、土地・屋敷の管理や地子の収納などに従事していたことを窺い知ることができるとも。また『日次記』には、七条河原の見分に際して、坊官とともに「代官」が立ち会い、榜示を建て絵図を作成したことがみえ、妙法院―坊官組織の末端に位置して、現地の管理者である「支配人」を統率した役人であったことが推測される。

妙法院によって開発が進められた七条新地には、次第に町家が形成され、文政の頃までには二十四町を数えたようである。この新地の内には、享保年間に「煮売株六拾軒」「増株今五拾軒」（遊女商売）の営業が認められており、妙法院が開発の目的とした「屋地子」の増収益は、一定の達成をみたといえよう。そして、遊所への集客は新地を大いに繁昌させたようで、寛政の改革時には、大がかりな取り締まりがあり、多数の遊女が検挙されている。また、高瀬川の利便性については、享保十三年（一七二八）に、旧雑色領の六条新地（正面通北側）に「米売立会小屋」が出来したことが関係しよう。一般には「米市」の通称で知られており、大正四年（一九一五）

刊の『京都坊目誌』には、「市場面の売買甚だ盛んなり。〔高瀬渠に沿へるを以て俗に米浜と称せり〕」とみえ、その活況ぶりが窺われる。ついで、享保十四年には、六条新地「米売立会小屋」の北側に、新規に米会所が建てられた模様で、両会所では、同地域の領主である妙法院の米相場が立てられ、米の売買がおこなわれたようである。なお、「二条并大津御藏御扱米」といった幕府御用米の取り扱いは管轄外とされた。

こうした妙法院の新天地開発・土地経営を考える上で注目されるのが、『今村家文書史料集』（思文閣出版、二〇一五年）である。今村家は下京巽組新シ町大佛組に属した柳原庄の庄屋であるが、その一族からは、妙法院の院家日嚴院の家司を勤める者があった。その出仕の時期は、ちょうど享保元文期であり、妙法院の新天地開発と一致している。また、同時期には錢座跡地の返却があり、妙法院と錢座・町奉行所、そして柳原庄の百姓の間で、土地の改良をめぐる議論がなされている。その他にも、鴨川の堤防決壊と修繕、川浚などについて、領主の妙法院と柳原庄の人びととの関わり合いを窺い知ることができそうである。

いずれにしても、今後の楽しみの一つとして別稿を期したい。



## 子どもの貧困と人権

研究センター研究員

山科醍醐こどものひろば理事長

村井 琢哉

山科醍醐こどものひろばは、一九八〇年から京都市東部の盆地、山科区、伏見区醍醐地域で「子どもたちが豊かに育つ地域環境、社会環境を子どもたちとともに育ち合いながら創造していくこと」を目指し活動している。もちろん一九八〇年当初から今と同じような活動をしているわけではない。前身団体の山科醍醐親と子の劇場時代は、文化体験や表現活動、キャンプや学区を中心とした子ども会活動を中心に文化環境を意識した活動であったが、一九九九年に山科醍醐こどものひろばとなり、徐々に社会環境にも意識を向けて活動を展開して現在に至っている。中心となる事業は、大きく3つに分かれる。ま

ず1つ目が、「子どもたちとともにつくる活動」として、子どもの育ちの状況や関心にあわせ子ども達が主体的に関わる活動である。2つ目は、「子どもたちとともにくらす活動」として、低所得世帯や、虐待、不登校、発達障害など生活上で支援が必要な現状にあるこどもや家庭への活動である。主に個別での生活支援（夕食、入浴、余暇など）や学習支援を行なっている。そして3つ目が「子どもとともに育ちあう環境づくりの活動」である。地域の他組織や行政、学校機関などと連携し、こどもが暮らしやすい地域の創造と地域課題の顕在化、課題に対して代弁的提言などに取り組んでいる。これらは、文化・体験活動から出会った地域の子どものたちとの関係の中からひとつずつ必要性が見えてきたことを形にし、それをより多くの人に共有し、まち全体で取り組んでいきたいと活動が広がった結果である。

日本の貧困は、相対的貧困という状態であることが多い。「日本社会で生活していく上で、他の一般的な生活をしている人と比べて、低所得のためその生活に及ばない」という状態である。なんとか生活はできるが、最低限であり、文化的豊かさを育むことや、将来への選択肢

を十分に確保できる状況ではないというものであり、子どもの貧困率としては13.9%である。この問題の難しさは、何もトラブルなどが起きなければ最低限の暮らしはできるが、想定外の支出や友人・知人・地域などとの関係づくりに必要な支出、疾病や事故などの対応への蓄えがなく、困窮に陥る可能性が温存したままにあるということがある。もちろんお金がないからといって困る訳ではないが、「貧しく」て「困り」、そのことよって起きた「事象」に悩み、苦しんでいる。またその困りごとを解決する手段自体にもお金が必要であり、お金をかけて解決する方法しか知らず、解決までの道筋を進めないという状況がある。さらに日常が安定しないことが将来の人生にまで影響を与えてしまう。このようなことから、「貧軸（所得を基準に考える）」と「困軸（目の前の困りごとを基準に考える）」といった2軸を踏まえて、貧困問題を捉え解決に取り組んでいく必要がある。

このような状況に、地域でできることとして、子どもの生活として「当たり前」と言われていることが不足していることを埋め直すための活動に取り組んでいる。食事や会話、交流、体験、学習、遊びといった各家庭で行われることと、家庭の規模で子どもとおとなが交流の時

間を十分にとるといふ活動である。話を聞き、過ごしたように過ごしてもらおうということだけである。そのようなありふれた風景から丁寧に時間を重ねていくことで関係が構築され、言葉にならない言葉で声をあげてくるようになる。そこで初めて明確でない困難が少しずつ解きほぐされる。さらに日常生活の営みに沿った生活支援だけでなく、従来からの取り組みを生かし、文化・体験活動などに触れる機会を持つことで、現在の子どもが当たり前前に享受する育ちの環境を整えていくことに取り組んでいる。貧困問題はお金の問題であり、大人側の問題ではある。その影響によつて子どもが今「困っている」「求めている」現状についての関わりは地域でもできることであり、これら地域のアプローチは困軸へのアプローチとも言える。そのうえで、貧軸には、この現状から抜け出すための声や、将来への希望の思いをおとなや地域・社会に届け、仕組み（公的責任や企業責任など）そのものも変えていく提案や代弁が重要になる。このように貧軸、困軸両輪でアプローチするにはあらゆる立場の人が貧困問題解決に取り組む必要がある。つまり、だれかの責任ではなく社会の責任として解決に取り組むことよつて初めて、ひとりの人権が守られるということではないだろうか。

## 「韓国人個人の請求権は残っている」



研究センター研究員  
神戸学生青年センター館長

飛田 雄一

二〇一八年一〇月三〇日の韓国大法院の「徴用工」判決が波紋をひろげている。「徴用工」という言葉、日本ではあまりなじみがないが、韓国ではよく使われる。安倍首相のまずの反応は、「徴用工ではない」というものだった。

朝鮮人強制連行は、一九三九年から一九四五年まで募集・官斡旋・徴用の三つの段階で行われたが、安倍首相は、原告四名は徴用（徴用工）ではないと言いたかったようだ。確かに四名は募集または官斡旋により連れてこられたが、日本で工場ごと徴用されたので徴用工である。そして、日本政府が主張する「国際法違反の韓国」と

いうのは、一般に言われる国際法ではなくて、日韓請求権協定のこと（だけ）のようだ。協定には請求権問題が解決したという条文の次に、解釈等に問題があったときには相互に話しあうという項目が附いている。一九六五年当時からこのようなことが想定されていたのだ。判決後、当時の河野外務大臣は、その「話しあい」のことにまったくふれず、「国際法違反」ばかり主張していたが、その後、はさすがにこの点にも触れるようになっていく。

日本政府の立場は、日韓条約によって失われたのは韓国政府による日本政府への請求権であって、韓国人個人の請求権は消滅していないという立場だ。そして、消滅していないが請求できない（？）という立場だ。

一九九一年八月二七日の衆議院外務委員会柳井俊二条約局長は次のように発言した。

「日韓両国が国家として持つております外交保護権を相互に放棄したということでございます。したがって、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではございません。日韓両国間で政府としてこれを外交保護権の行使として取り上げることはできない、こういう意味でございます。」

しつこいようだが、もうひとつ紹介する。

「日韓両国間においては完全かつ最終的に解決を見たということでご同意がなされたということになります。ただ、いわゆる法律的な根拠に基づかない財産的な実体的な権利というものの以外の請求権については、これは請求権の放棄と申しますことの意味は、外交保護権の放棄ということになりますから、それを個人の当事者の方々が別途裁判所なりなんなりに提起をされる、そういうような地位までも否定するものではないということ、これまででもいろいろな機会に政府側として御答弁申し上げているとおりでございます」（一九九二年三月九日、一二三回国会予算委員会）

当時この答弁を聞いて驚いたが、日本政府の日ソ共同宣言（一九五六年）によって政府間の補償要求はできない、外交的に日本政府がソ連政府に補償要求できないが、日本人個人のソ連政府に対する請求権は消滅していない、どうぞ個人としてソ連政府に補償要求をしてくださいという立場を日韓間に置き換えたのでこのようになったのだ。

さて、この立場に変更はあったのか？

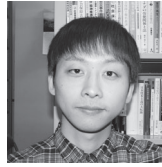
二〇一八年十一月一日、第一九七回国会外務委員会で、外務省国際法局長・三上正裕の発言は以下のとおり

である。

「柳井局長の答弁を否定するつもりはございません。日本国内の法律をつくって、その実体的な財産、権利、利益については消滅させたわけです。しかし、請求権というのは、そういった財産、権利、利益のような実体的権利と違う潜在的な請求権ですから、それは国内法で消滅はさせられないということ、柳井局長は言ったと思います。／国内法で消滅させたのは、実体的な債権とか、もうその時点ではつきりしている財産、権利、利益の方でございます、その時点で実体化していない、請求権というのは、いろいろな不法行為とか、裁判に行ってみなければわからないようなものも含まれるわけですので、そういったものについては消滅はしていない。／したがって、最初に申し上げたように、権利自体は消滅していない。しかし、裁判に行ったときには、それは救済されない、実現しませんよということを両国が約したということだと思えます。」

「しかし・・・」の発言にコメントしないが、YouTubeにこの場面はアップされている。横で腕を組む河野元外務大臣の苦り切った表情が印象的だった。

# 公益通報（内部告発）を行った 労働者の保護制度



研究センター研究員  
京都大学大学院法学研究科博士課程

青木 克也

## 一 はじめに

官公庁や民間企業における不正行為は、労働者の内部告発を契機として明るみに出ることが少なくない。不正を行う組織の内部において、その実態をよく知ることができ、告発者は、そのまま働き続けられれば良心の呵責に苛まされ、告発を行えば組織による報復を受けかねないというジレンマを抱える立場にある。そこで、一定の要件を満たす内部告発を「公益通報」と位置付け、これを行う労働者（公益通報者）の保護を制度化したのが、二〇〇四年に制定された公益通報者保護法（以下、「本法」）である。

## 二 公益通報者保護法の概要

本法は、大約次のような仕組みを有している。すなわち、ある事業者またはその役員、従業員等が、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護の関わる様々な法律（刑法、食品衛生法、金融商品取引法など、二〇一九年九月一日現在で四七〇本の法律が指定されている）において犯罪とされている行為等を行ったとする。当該事業者が労務を提供する労働者が、本法の要件を満たす形で、その事実を一定範囲の者に通報した場合、当該事業者が当該労働者に対して解雇等の不利益取扱いを行うことは禁止される（ただし、不利益取扱いを行った事業者への制裁は予定されていない）。

本法が認める通報先は、①労務提供先（またはそれが指定する者）、②規制権限を持つ行政機関、③その他の外部通報先（その者への通報が必要と認められる者）の3つのカテゴリに分けられる。そして、公益通報者が保護されるための要件は、これらの通報先の違いに応じて別個に設定されており、③、②、①の順に厳しいものとなっている。

なお、本法の要件を満たさない内部告発は、本法の適用対象とはならないが、それを行った労働者の法的保護

が直ちに否定されるわけではなく、労働契約法による規制や民法の一般原則（権利濫用法理や公序良俗）によって事業者の報復的措置が無効とされる場合もある。また、公務員に関しては、本法ではなく国家公務員や地方公務員法の規定によることとなるが、その適用の際には本法と同様のルールが妥当すべきとの旨が明記されている。

### 三 公益通報者保護制度の現状と本法の改正課題

公益通報者保護制度を取り巻く状況と、それを踏まえた本法の改正課題は、内閣府の公益通報者保護専門調査会が平成三〇年一月二七日に公表した報告書に整理されている。ここでは、消費者庁の専用ダイヤルに寄せられた通報相談には、本法の規制対象外となる事実に関するものや、本法の保護対象とならない主体（退職者等）によるものが少なからず含まれていたこと、民間事業者（特に中小企業）で内部通報の制度が十分に整備されていないこと、労務提供先に通報した場合の不利益取扱いを懸念する労働者が少なくないことなどが、統計による裏付けとともに指摘されている。

このような状況に鑑み、上記報告書は、様々な点において本法を改正すべきとの検討結果を提示している。具

体例としては、通報対象となる事実の範囲を拡大すること、退職者や役員等による公益通報も保護対象とすること、行政機関に対する公益通報の保護要件を緩和すること、その他の外部通報先への通報が認められる場合を拡大すること、行政機関及び一定以上の規模を有する民間事業者に通報体制の整備義務を課すことなどが挙げられる。

こうした試案の内容は、公益通報者の保護をその範囲と内容の両面において充実化させるものであるという意味では、積極的に評価することができる。他方、上記報告書は、事業者による本法への違反行為（公益通報者への不利益取扱い）に対し、助言・指導・勧告・公表といった行政措置を導入すべきとしているものの、具体的な行為を義務付ける命令や刑事罰の導入については「今後、必要に応じて検討すべき」と述べるにとどまっている。公益通報者は事業者から「裏切り者」や「不満分子」とみなされがちであること、労働基準法や原子炉等規制法では所轄の行政機関への申告行為を理由とする不利益取扱いが刑罰の対象とされていることに鑑みると、上記報告書が示す措置によって本法の実効性が十分に確保し得るかは疑問の余地があろう。

参考資料 『グローブ』目次(第79号、第99号)

◆第79号 2014年 秋(2014年10月発行)

創立20周年の意義(上田 正昭)

アジア諸国と人権(その三九)(安藤 仁介)

緊急事態対処法を考える(初川 満)

部落差別を考えるー奈良県立同和問題関係史料セン

ター二十年の取り組みからー(井岡 康時)

戦争は「外国人」に何をもちたか(水野 直樹)

グローバル時代の学校と教員(伊藤 悦子)

若者の共生意識調査(上杉 孝實)

2014年度 人権大学講座

人権問題研究叢書(内容紹介)

人権の「館」 わだつみのこえ記念館(仲尾 宏)

◆第80号 2015年 冬(2015年1月発行)

秦氏と馬の文化(上田 正昭)

障害者差別解消法の施行に向けて(安部 康則)

アジア諸国と人権(その四〇)(安藤 仁介)

履行を迫られる日本ー自由由規約政府報告書審査を終えて(坂元 茂樹)

四条の河原と縄手の河原ー「四条河原」の変遷ー(下

坂 守)

阪神淡路大震災から20年(飛田 雄一)

沖縄の「集団自決」と日本軍慰安所跡を訪ねて(山下

明子)

フィギュアスケートで考えたエスニシティとナシヨナ

リズム(野崎 志帆)

世界人権問題研究センター創立二〇周年記念シンポジ

ウム開催報告

2014年度 人権大学講座

人権の「館」足尾銅山の外国人労働者たち(仲尾 宏)

◆第81号 2015年 春(2015年4月発行)

理事長を退任するにあたって(上田 正昭)

理事長就任に当たって(大谷 實)

「京都府薬物の濫用の防止に関する条例」の施行につ



いて(原田 克也)

「情けは人の為ならず」―日本・トルコ関係の125年(西井 正弘)

猫皮なめし業の窮状と三味線の将来(廣岡 浄進)

岡山県後山の「女人禁制」(源 淳子)

人権としての教育保障をすべての人に(上杉 孝實)

シンポジウム 外国人の人権を考える ヘイトスピーチをめぐる(仲尾 宏)

2015年度 人権大学講座

研究部門の紹介・研究員名簿

人権の館 大黒屋光太夫記念館(仲尾 宏)

◆第82号 2015年 夏(2015年7月発行)

新しい人権問題への対応(その一)(大谷 實)

人権文化の息づくまちを目指して新「京都市人権文化

推進計画」を策定(東 憲明)

アジア諸国と人権(その四一)(安藤 仁介)

人権を身近な存在とするために(徳川 信治)

紫竹の生業(西山 剛)

韓国国家人権委員会における外国人人権侵害問題に関する考察(盧 相永)

誰が家事という「労働」を担うのか(斧出 節子)

日本における戦争の記憶をオーストラリアで生きる糧に(友永 雄吾)

共同研究の可能性(小林 丈広)

2015年度 人権大学講座

大学生の共生意識の現状と共生力の形成『若者の共生意識調査報告書』の紹介(村上 登司文)

◆第83号 2015年 秋(2015年10月発行)

新しい人権問題への対応(その二)(大谷 實)

京都府自殺対策に関する条例について(大辻 忍)

アジア諸国と人権(その四二)(安藤 仁介)

「死」について考えてみよう〜ヨーロッパ人権裁判所

「ランベール事件判決」(中井 伊都子)

生活困窮者自立支援法がスタートしました(矢野 亮)

「マクレーン判決」再考(古屋 哲)

数字でみる女性雇用者の低賃金労働の実情(米田 眞)

澄)

人権・同和教育のいまーマイノリティのエンパワメントへの思い(阿久澤 麻理子)

新人ボランティア人権ガイドの紹介(富楽 明美)

「京都市暴力被害者ワンストップ相談支援センター」への期待(井上 摩耶子)

2015年度 人権大学講座

◆第84号 2016年 冬(2016年1月発行)

新しい人権問題への対応(その三)(大谷 實)

みんなの知恵でPDCA(梅澤 優司)

アジア諸国と人権(その四三)(安藤 仁介)

パリ第二大学人権法研究センターの客員研究員になって(岩沢 雄司)

胞衣(えな)の取扱いをめぐってー明治20年代前半の

京都を中心にー(白石 正明)

京都市立小学校民族学級の歴史(松下 佳弘)

性犯罪処罰規定の改正に向けた動き(吉田 容子)

国際理解教育近況『国際理解教育ハンドブック』の発

刊に際して(藤原 孝章)

新人ボランティア人権ガイドの紹介(吉野 克行)

京都市こころの健康増進センターのご案内(波床 将材)

人権フォーラム「人権の世紀」の実現に向けて(矢野 亮)

2015年度 人権大学講座

◆第85号 2016年 春(2016年4月発行)

新しい人権問題への対応(その四)(大谷 實)

京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)について(藪善文)

アジア諸国と人権(その四四)(安藤 仁介)

オリンピック参加資格としての国籍(水島 朋則)

京都岡崎にあった悲田院村の絵図(山路 興造)

「朝鮮学校で学ぶ権利」の否定、日本の司法判断は? (田中 宏)

いまもある産屋の制度(伏見 裕子)

ともに生きるために「権利」を具体的に学ぶー本の紹

介（松波 めぐみ）

新人ボランティア人権ガイドの紹介（酒井 源弘）

研究員名簿

2016年度 人権大学講座

研究第六部の創設・賛助会員募集

◆第86号 2016年 夏（2016年7月発行）

追悼 上田正昭名誉理事長

上田先生に学んだこと（明石 康）

上田正昭先生を偲んで（山田 啓二）

追悼 上田正昭先生（門川 大作）

上田正昭先生を偲んで（千 玄室）

上田正昭先生のご逝去を悼む（大谷 實）

故・上田正昭先生と人権センター（安藤 仁介）

上田正昭先生が遺されたもの（坂元 茂樹）

広い守備範囲がやがて一つに（山路 興造）

上田正昭先生の歴史観と定住外国人の人権（仲尾 宏）

上田正昭先生の御霊に（山下 泰子）

上田正昭先生を想う（上杉 孝實）

ヘイトスピーチ解消法の成立と今後の課題（北村 泰

三）

「今村家文書史料集」を読んで（井岡 康時）

「ゴドウィン裁判」と阪神淡路大震災（飛田 雄一）

女性差別撤廃条約とNGO（山下 泰子）

週40時間以上働かない！（古久保 さくら）

シンポジウム「いまイスラームを考える」（研究第一部）

祇園祭と保存会の運営と活動について（服部 齊之）

2016年度 人権大学講座

◆第87号 2016年 秋（2016年10月発行）

新しい人権問題への対応（その五）（大谷 實）

京都市における児童虐待対策について（河原 岩夫）

世界の人権はいま―普遍的定期審査の現場から―（そ

の）（坂元 茂樹）

発足一〇周年を迎えた国連人権理事会―国際社会にお

ける人権保障の中心機関となりえたか？（小畑 郁）

愛宕念仏寺と清水坂の弦指（村上 紀夫）

ユネスコ世界記憶遺産へ「朝鮮通信使」を登録申請（仲

尾 宏

2016年アメリカ大統領選挙について思う（軽部

恵子）

「外国人児童生徒」か、「外国につながる子ども」か（内

田 晴子）

「企業と人権」の課題…転換期を迎える企業の社会的

責任（CSR）論…具体的な事例で考える（桑原 昌

宏）

きょうと子育てピアサポートセンターの開設について

（西田 一慶）

2016年度 人権大学講座

ボランティア人権ガイドのご案内

◆第88号 2017年 冬（2017年1月発行）

新しい人権問題への対応（その六）（大谷 實）

「京都府障害のある人もない人も共に安心していきい

きと暮らしやすい社会づくり条例」について（南 孝

徳）

世界の人権はいま―普遍的定期審査の現場から―（そ

の二）（坂元 茂樹）

国連人権条約体の諸相（前田 直子）

それぞれの現実の交差に向けて―京都市いきいき市民

活動センターの事業より―（中川 理季）

本の紹介 水野直樹・文京洙著『在日朝鮮人歴史と

現在』（高野 昭雄）

福島から多様性を考える（マーサ メンセンディーク）

他人ごとでなく自分ごととして戦争体験を継承（村上

登司文）

社会保険の適用拡大をめぐる法政策（坂井 岳夫）

こども相談センターパトナ（東 元彦）

ボランティア人権ガイドのご案内

2016年度 人権大学講座

◆第89号 2017年 春（2017年4月発行）

追悼 安藤仁介名誉所長

安藤仁介先生と私（横田 洋三）

安藤仁介先生のご逝去を悼む（大谷 實）

安藤仁介先生を偲んで（坂元 茂樹）

安藤仁介先生のご冥福をお祈り申し上げます（薬師寺  
公夫）

安藤先生の想い出（山路 興造）

世人研と安藤仁介先生（仲尾 宏）

安藤仁介先生に感謝して（山下 泰子）

安藤名誉所長を偲ぶ（上杉 孝實）

安藤先生の思い出（西村 健一郎）

高校生に対する退去強制（村上 正直）

寺社参詣における経済力の有無（野地 秀俊）

人権問題としてのヘイトスピーチをどう伝えるか（呉

永鎬）

性的指向・性自認の人権とは何か（谷口 洋幸）

「子どもの貧困」について（上杉 孝實）

兼業・副業とキャリア権（河野 尚子）

研究員名簿

2017年度 人権大学講座

ボランティア人権ガイドのご案内

◆第90号 2017年 夏（2017年7月発行）

新しい人権問題への対応（その七）（大谷 實）

「真のワーク・ライフ・バランス」の推進について（中  
村 英樹）

世界の人権はいまー普遍的定期審査の現場からー（そ  
の三）（坂元 茂樹）

スフィア基準をご存知ですか？ー人としての尊厳と権  
利が守られる被災者支援のためにー（三輪 敦子）

部落差別解消推進法（廣岡 浄進）

尹東柱誕生一〇〇年に思う（水野 直樹）

女性のライフコースと結婚の意味ー結婚指輪から読み

解くー（馬場 まみ）

日本語を学ぶ・日本語で学ぶ人権教育と「生きるため

のことは」（内田 晴子）

同一労働同一賃金の原則について（西村 健一郎）

「京都ウィメンズベース」の概要について（中西 た

え子）

2017年度 人権大学講座

ボランティア人権ガイドのご案内

◆第91号 2017年 秋（2017年10月発行）

新しい人権問題への対応(その八)(大谷 實)

京都府における子どもの貧困対策「きょうとこども  
城づくり事業」について(野木 孝洋)

世界の人権はいま―普遍的定期審査の現場から―(そ  
の四)(坂元 茂樹)

ジュネーヴ美術・歴史博物館と自然博物館の思い出―  
強制失踪委員会委員の任期を終えて(葉師寺 公夫)

室町時代の祇園祭と乗牛風流(河内 将芳)

「二〇〇年の眠りから覚めた」安重根の遺墨と『東洋  
平和論』(李 洙 任)

ジェンダー・センシティブな視点を持つ法曹を増やす  
ために(澤 敬子)

みんな同じ「先生」のなかで(中島 智子)

労働時間の法政策(植村 新)

シンポジウム「トランプの時代を考える」(研究第一部)  
2017年度 人権大学講座

人権フォーラム

◆第92号 2018年 冬(2018年1月発行)

新しい人権問題への対応(その九)(大谷 實)

はぐくみのまち京都へ(上田 廣久)

世界の人権はいま―普遍的定期審査の現場から―(そ  
の五)(坂元 茂樹)

非差別の社会性について(初川 満)

草創期の平安徳義会をめぐる(白石 正明)

今のウトロ地区が訴えるもの(金 秀 煥)

「結婚」する権利―その背後で―(堀江 有里)

「社会的困難を生きる若者」の学習支援を考える(岩  
槻 知也)

権利としての「勤務間インターバル」の必要性(青木  
克也)

共生社会の実現に向けたきょうと障害者文化芸術推進  
機構の取組み(鎌部 正信)

ボランティア人権ガイドのご案内  
2017年度 人権大学講座  
人権図書室のご案内

◆第93号 2018年 春(2018年4月発行)

センターのReスタート〜ビジョンを踏まえて（大谷 實）

「天才アート」の使命（高島 寛）

世界人権宣言採択七〇周年を迎えて（坂元 茂樹）

「インターネットと人権」プロジェクト開始にあたって（毛利 透）

「共に生きる地域研究の可能性」（小林 丈広）

子どもの貧困と人権〜EBPとVBP〜（山野 則子）

女性差別撤廃条約総括所見をめぐる総合的研究について（吉田 容子）

「移住者と人権」研究チームの発足によせて（葉師寺 公夫）

企業の社会的責任と人権（西村 健一郎）

講演会「SDGs時代の企業の社会的責任を考える」

（青木 克也）

ビジョン策定の経緯と研究部門の改編（西川 隆善）

2018年度 人権大学講座

研究部門の紹介

◆第94号 2018年 夏（2018年7月発行）

新しい人権問題への対応（その十）（大谷 實）

ヘイトスピーチ防止のための施設使用ガイドラインについて（山口 孝司）

世界の人権はいま―普遍的定期審査の現場から―（その六）（坂元 茂樹）

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例をめぐつて（中井 伊都子）

日常の実践としての社会調査を通じた隣保館の構築（中川 理季）

外国人の教育を受ける権利への政治的・外交的影響（呉 永鎬）

候補者男女均等法からジェンダー平等社会への道のり

（山下 明子）

日本語を母語としない住民と、ともに暮らす「日本語教育推進基本法案（仮称）」の政策要綱を読む（内田 晴子）

『外国人技能実習制度の展開』（稲谷 信行）

世界人権宣言七〇周年記念シンポジウム〜いま世界人権宣言を読み解く〜(杉木 志帆)

2018年度 人権大学講座

ボランティア人権ガイドのご案内

師寺 公夫)

職場におけるハラスメントへの対応(上田 達子)

京都ジョブパークの発展と今後の展開について(河島

幸一)

2018年度 人権大学講座

ボランティア人権ガイドのご案内

◆第95号 2018年 秋(2018年10月発行)

新しい人権問題への対応(その十一)(大谷 實)

文化芸術による共生社会実現のための基盤づくりを目

指して(吉岡 久美子)

世界の人権はいま―普遍的定期審査の現場から―(そ

の七)(坂元 茂樹)

デジタルネットワーク時代の新しいデモクラシー?

(松本 和彦)

明石民蔵の二男・省三について―明石民蔵研究ノート

―(山内 政夫)

子どもの権利条約と外国人の教育について考える(有

江ディアナ)

夜空の星々に思いをはせる(軽部 恵子)

新しい在留制度の実施にともなう人権保護の課題(葉

◆第96号 2019年 冬(2019年1月発行)

新しい人権問題への対応(その十二)(大谷 實)

「聞こえの共生社会」の実現を目指して(青木 賀代子)

世界の人権はいま―普遍的定期審査の現場から―(そ

の八)(坂元 茂樹)

ビッグデータ・AI時代における差別と公平性(成

原 慧)

「今村家文書」の研究と、地域の歴史遺産継承の課題(秋

元 せき)

『子どもの貧困／不利／困難を考えるⅢ―施策に向け

た総合的アプローチ』を書き上げて(埋橋 孝文)

障害児の出生に人々はどう向き合ってきたのか(伏見



裕子)

「日本人」が気づかない、職場や学校の人種・民族ハ

ラスメント(内田 晴子)

女性活躍と社会保険(藤木 美能里)

男女共同参画の新しい幕開けに向けて(稲葉 カヨ)

2018年度 人権大学講座

人権図書室のご案内

ボランティア人権ガイドのご案内

◆第97号 2019年 春(2019年4月発行)

新しい人権問題への対応(その十三)(大谷 實)

世界の人権はいまー普遍的定期審査の現場からー(そ

の九)(坂元 茂樹)

CGMサイト運営の理念 ヤフーの施策(吉田 奨)

奈良と京都 松井庄五郎の人脈(井岡 康時)

子どもの学習権と貧困対策(惣脇 宏)

「近代家族」と「性別役割分業」のこれから(斧出

節子)

国際社会における人権の実現とウイン・ウイン協力概

念ー中国の国連人権外交を考える(小畑 郁)

「外資系企業で働く人々の働く条件と人権」日本と開

発途上国の事例から考える(桑原 昌宏)

「留岡幸助日記の再検討から、包摂と排除を行う統治

テクノロジーとしての部落改善・融和政策の意味を明

らかにする(野口 道彦)

2019年度 人権大学講座

研究部門の紹介

◆第98号 2019年 夏(2019年7月発行)

新しい人権問題への対応(その十四)(大谷 實)

多文化共生施策のさらなる推進に向けて(森本 幸孝)

世界の人権はいまー普遍的定期審査の現場からー(そ

の十)(坂元 茂樹)

インターネット社会におけるサイバー・サーベイラン

ス(杉本 志帆)

絵図のオープンアクセス化と部落史研究(廣岡 浄進)

学校外教育費にみる教育機会の格差(田中 宏樹)

地球課題への多国間での取り組みーG7環境大臣会合に

出席して―(林 陽子)

近代史のなかの「外国人労働者の受け入れ」(古屋 哲)

職場におけるハラスメント防止法制と課題(上田 達子)

開設十年目を迎えた「京都府家庭支援総合センター」

について(福井 千津)

2019年度 人権大学講座

ボランティア人権ガイドのご案内

学校教育とジェンダー(馬場 まみ)

「二国二制度」と人権保障(前田 直子)

働き方改革の行方(植村 新)

子どもたちの命を徹底的に守り抜くために(中西 茂人)

2019年度 人権大学講座

ボランティア人権ガイドのご案内

◆第99号 2019年 秋(2019年10月発行)

新しい人権問題への対応(その十五)(大谷 實)

SDGs 先進都市 京都の取組しなやかに強く、  
持続可能な魅力あふれる京都(レジリエント・シティ)

のために(齋藤 久也)

世界の人権はいま―普遍的定期審査の現場から―(その十二)(坂元 茂樹)

ヘイトスピーチと表現の自由について(上瀧 浩子)

近世前期六条村の様子(松尾 奏子)

難民であるかどうかは誰が決めるのか?(村上 正直)



◎定価 1,000円(税込)  
～2,000円(+税)

### 「人権問題研究叢書」

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価  
1,800円(+税)

### 「人権歴史年表」

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文化の創造をめざす人々の学習の手引となるように編集しました。



### 季刊「グローブ」(研究センター通信) 年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。



◎定価  
2,000円(+税)

### 創立20周年記念出版

#### 「職能民へのまなざし」

前近代社会において、「職人(職能民)」と呼ばれた人々が如何なる位置に置かれ、どのようなまなざしを向けられていたかを共同研究した成果です。



◎定価  
1,500円(+税)

### 「歴史のなかの人権文化」

季刊誌グローブに創刊号以来、上田正昭名誉理事長が連載された歴史随想を全編収録しています。



◎定価  
8,200円(+税)

### 創立10周年記念出版

#### 「散所・声聞師・舞々の研究」

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組みましたが、その成果をまとめました。



◎定価  
1,800円(+税)

### 「京都市人権歴史紀行」

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



◎定価 各号  
2,500円(税込)

### 「研究紀要」の刊行(年1回発行)

「国際的人権保障体制の研究」「同和問題の研究」「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部門での個人研究の成果を公表しています。



### 創立20周年記念式典・シンポジウム 講演録

創立20周年の記念講演・シンポジウムを中心としています。



### フィールドから見る女性の身体と習俗

女性の身体に関わる出産や月経をめぐる「穢れ」について、その歴史を振り返り、見過ごされがちであった声をフィールドワークをとおして聴き取った共同研究の成果です。海外の事例もいくつかご紹介しています。



シンポジウム講演録  
頒価 100円

阿部 浩己 明治学院大学国際学部教授  
門川 大作 京都市長  
坂元 茂樹 (公財)世界人権問題研究センター所長  
同志社大学法学部教授  
菅原 絵美 大阪経済法科大学国際学部准教授  
薬師寺 公夫 立命館大学法務研究科特任教授



# 誰一人取り残さない

～SDGsがめざすもの～

(公財)世界人権問題研究センター創立二五周年記念シンポジウム

基調講演 「SDGsがめざすものーわれわれには何が求められているのかー」

坂元 茂樹 (公財)世界人権問題研究センター所長  
同志社大学法学部教授

「人や国の不安をなくす」ー極度に不平等な世界を脱するためにー

阿部 浩己 明治学院大学国際学部教授

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1  
TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750  
[URL] <http://www.khrii.or.jp> [E-MAIL] [jinken@khrii.or.jp](mailto:jinken@khrii.or.jp)